

29修理第950号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名称 丸文通商株式会社

事業所の
所在地 富山県富山市八日町247番地41

事業所の
名称 丸文通商株式会社 富山支店

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間 平成29年10月12日から
平成34年10月11日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成29年10月5日

農林水産大臣

齋藤 健

